

農山第 227 号  
平成15年5月19日

局内各課（室）長  
各農山村整備事務所長 ] 様

農山村整備局長

『補助事業の周知及び実績の報告ルールについて』の細部運用について

平成15年5月19日付け財第78号にて通知された『補助事業の周知及び実績の報告ルール』については、別紙のとおり細部運用を定めたので通知します。

なお、各農山村整備事務所にあっては、財第78号通知と併せ、本細部運用を市町村等の補助事業の実施主体あて通知願います。



## 『補助事業の周知及び実績の報告ルールについて』の細部運用

農山村整備局  
平成15年5月19日

補助事業の周知（看板等の設置）については、平成15年5月19日付け財第78号通知によることを基本とし、その他細部の取扱に当たっては本運用によるものとする。

### 1. 掲示看板・銘板の設置に当たっての留意事項

#### (1) 看板・銘板の材質、大きさ等

看板・銘板には、間伐材の使用を基本とする。また、大きさ、意匠等は現場条件や地域の特色、周辺の景観等に十分配慮して決定するものとする。

#### (2) 掲示場所

看板・銘板の設置場所は、設置目的が十分発揮されるよう、施設の入口付近、道路沿線等掲示効果の大きい場所とする。なお、通行や維持管理作業、施設機能等に支障がないようにするとともに、周辺の景観にも十分配慮する。また、関係法令や用地等でトラブルが生じないように留意する。

#### (3) 掲示時期

掲示時期は、全体計画（総合整備にあっては施設単位）の事業完了時、あるいは一部供用開始する場合はその時点の前までに行うものとする。

#### (4) 維持管理等

看板・銘板は物品（備品）扱いとし、品名は看板とする。なお、設置後は適正な管理（徹去を含む。）に努めるものとする。

### 2. 表示方法として、特に困難なもの及び適当でないと認められるものの取扱

#### (1) 施設の維持補修、及び施設の部分的な整備などで事業規模が小さいもの

施設の維持補修については表示を要しない。

施設の部分的な整備などで事業規模の小さいものは、工事箇所でなく、一連の施設として捉え、掲示効果の高い場所に代表的に表示する。

#### (2) 管路工事などで完成施設が完全に不可視となるもの

関連施設等の場所で表示することも可とする。

#### (3) 完成施設として残らないもの

表示を要しない。

#### (4) 森林整備事業（高齢者生きがい造林事業、森林管理路緊急整備事業を含む）、森林病害虫等防除関係事業における表示

①国庫補助事業である森林整備事業及び森林病害虫等防除関係事業、高齢者生きがい造林事業、松くい虫被害木駆除促進事業、巻き枯らし間伐モデル実施事業については表示を要しない。

ただし、作業路開設及び共生林整備事業（市町村が事業主体であるものに限る）については管理標識あるいは案内看板等において表示を行うものとする。

②森林管理路緊急整備事業においては、森林管理路については管理標識の設置により表示を行う。なお、作業歩道については表示を要しない。

#### (5) 事業主体が別途に案内看板等を設置するもの

「県補助金の執行」に関する記載を表示することも可とする。

(6) 別に看板設置基準を定めているもの

- ①「農業農村整備事業の掲示看板の設置について」(平成7年12月27日付け農計第860号)により看板設置する場合は、看板下段部の表示内容で「農林水産省補助事業」を「この〇〇は、農林水産省及び岐阜県からの補助金を受けて整備したものです。」に改める。
  - ②集落環境保全整備事業については従来の方法による。
  - ③林道開設事業、林道改良事業（公共、県単共通）の工事完成の標示は従来どおり実施することとし、「県補助金の執行」表示については全体計画の完了時に別途対応する。
- (7) 上記(1)～(6)にかかわらず、事業主体等が当該事業を紹介する資料・パンフレット等を作成する場合には、県補助金の執行に関する記載を行うなどの表示方法を工夫する。

### 3. その他

- (1) 本運用によるものの他、疑義が生じた場合には事業主体は農山村整備事務所等と協議する。
- (2) 補助事業の周知（看板等の設置）については、平成15年度以後に実施する箇所（過去に採択され実施中の箇所を含む。）から適用する。ただし、既に平成15年度の交付決定がなされている箇所、森林整備等で作業が完了している箇所については、既定予算枠内で可能な対応に努める。
- (3) 詳細な表示内容、表示方法等については、別途事業実施要領等を参照すること。

表示方法として、特に困難なもの及び適当でないと認められるものの対応

運用	ケース	取扱方針	備考
1(1)	現場条件や周辺の景観などから判断して、標準看板（70×100）が適当でないと判断される場合	看板の大きさ、意匠等は現場に応じて変更できる。	おおむね縦30×横50cmまで
2(1)	用水路の目地補修、ポンプ施設のオーバーホール、橋梁の塗装など施設の維持補修	表示を要しない。ただし、パンフレット等を作成する場合には「県補助金の執行」に関する記載を行うなどの表示方法を工夫する。	土地改良施設維持管理適正化事業など
2(1)	用排水路の一部改修や農道の一路線の舗装など施設の部分的な整備で事業規模が小さいもの	工事箇所でなく、一連の施設として捉え、掲示効果の高い場所に代表的に表示する。	県単農業農村整備事業などおおむね1億円未満の箇所
2(2)	管路工事等で完成施設が完全に不可視となるもの	揚水機場などの関連施設で表示することも可とする。	
2(2)	干越应急対策や間伐材の搬出など各種作業に対する補助など完成施設として残らないもの	表示を要しない。ただし、パンフレット等を作成する場合には「県補助金の執行」に関する記載を行うなどの表示方法を工夫する。	間伐材搬出利用促進事業、干越应急対策
2(3)	造林、間伐、下刈り、松食い虫防除などの森林整備事業  (国補事業は補助対象外) (ほとんどが個人事業者) (事業規模が極端に小さい) (掲示の効果が極めて低い)	表示を要しない。 ただし、作業路開設及び共生林整備（市町村が事業主体）、森林管理路は管理標識などで表示する。また、パンフレット等を作成する場合には「県補助金の執行」に関する記載を行うなどの表示方法を工夫する。	管理標識とは角7cm×高さ70～80cm程度
2(4)	事業主体が別途に案内看板等を設置する場合	「県補助金の執行」に関する記載を表示することも可とする。	
2(5)	別に看板設置基準を定めているもの	細部運用第2(6)による	・農業農村整備（1億円以上） ・集落環境保全 ・林道開設 等



財第78号  
平成15年5月19日

各 所 属 長 様

経営管理部長

### 補助事業の周知及び実績の報告ルールについて

このことについて、円滑な補助金執行を図るため、5月8日開催の部局長会議での協議を踏まえ、別添のとおりその基本的な事務の進め方を取りまとめましたので、下記事項に留意しながら補助金交付事務を進められますようお願いします。なお、中間機構など関係団体への周知についてもよろしくお願いします。

記

#### 第1 「補助事業の周知」について

県補助事業（中間機構等が交付する補助金含む）に対する県民への説明責任を果たすために、看板、パンフレット等による「県補助金の執行」を表示することにより、県民等に対し税金の使途を積極的に周知するものである。

##### (1) 表示対象事業

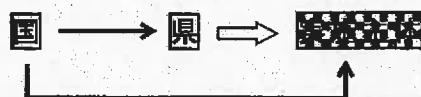
すべての補助事業を対象とする。ただし、特に困難なもの及び適当でないものと認められるものについては、各部局長等の判断において個別に検討すること。

##### (2) 表示の実施主体

補助事業の実施主体とするが、間接補助で実施主体が表示することが困難な場合は、間接補助金の補助先が実施する。

#### 直接補助金

##### ①県が法令の規定に基づき交付する場合

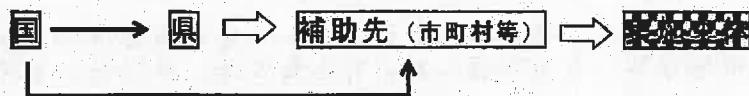


##### ②県が県の補助要綱等により任意に交付する場合



#### 間接補助金

##### ①県が法令の規定に基づき交付する場合



##### ②県が県の補助要綱等により任意に交付する場合



### (3) 表示方法

看板・銘板等の設置及びパンフレット等へ掲載することにより表示するものであるが、具体的な表示基準、方法等については、別添「助成対象に対する表示方法等」を参考にすること。

#### ① ハード関連

- ・表示方法 銘板、看板等
- ・対象 施設整備、基盤整備、公園整備、備品等
- ・表示場所 建物については、施設の入口付近の目に付きやすい場所  
その他については、不特定多数の通行が最も多い、目に付きやすい場所

#### ② ソフト関連

- ・表示方法 広報紙、チラシ、パンフレットによる掲載等
- ・対象 イベント、冊子、調査研究、啓発活動費等
- ・表示箇所 紙面の許す範囲

### (4) 表示に要する経費

表示に要する経費は、原則として、補助対象経費として取り扱うこと。

### (5) その他の

表示方法等に伴う各所管事業の補助金交付要綱等の変更についても、所要の改正を行うこと。

## 第2 「補助事業実績の報告」について

経営管理部において、各部局等から所管補助事業の執行状況、効果等の報告を受け、その事業効果等を検証することにより、ムダのない補助金執行とし、より効率性、有効性の高い補助事業とするものである。

### (1) 報告対象事業

県単独補助金とする。(中間機構が交付する補助金を含む)  
なお、より効果的に補助金執行を検証していくため、毎年度「重点テーマ」を設定し、併行して調査を実施するものである。

※H15重点テーマ：「イベントに対する補助金」

### (2) 報告方法

- ① すべての単独補助事業について、「補助金執行状況調」一覧表を作成する。
- ② H15年度重点テーマ「イベントに対する補助金」については、個表についても作成する。  
なお、詳細については、別添「補助事業の報告ルール」参照  
※【様式の掲示】  
パブリックフォルダー(10)掲示板－便利な一覧－各種様式集(予算関係)

### (3) 報告時期

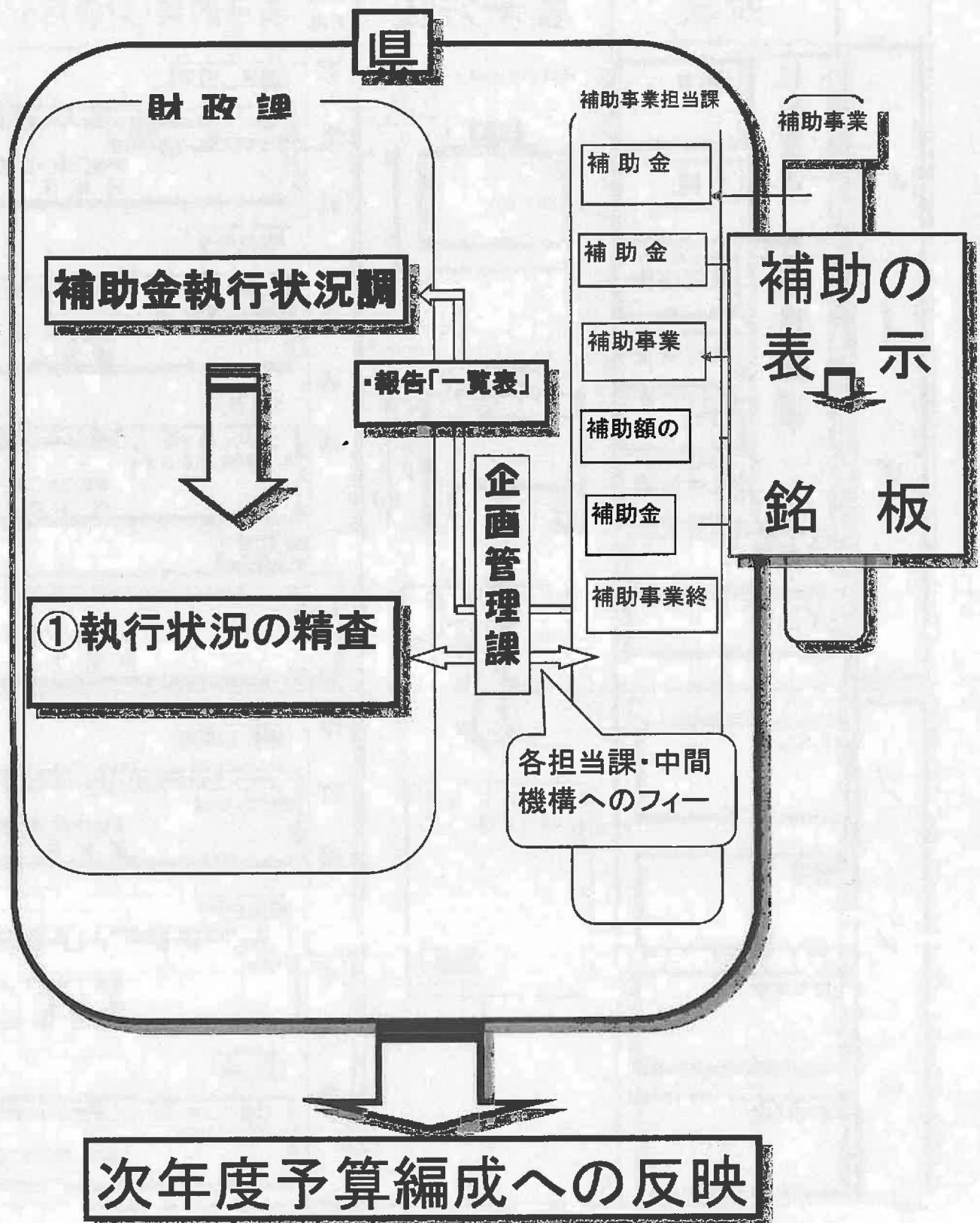
事業終了後、翌月の25日までに各企画管理課等(教育委員会においては、教育総務課、警察本部においては会計課)を経由して財政課まで提出する。

## 助成対象に対する表示方法等(例)

対象	表示方法	事業 主体	表示内容(財源区分)	
			市 町 村	その 他
ハ イ テ ク ソ フ ト	施設整備	建物	※単位はセンチメートル	国費・県費 この〇〇は岐阜県及び国からの補助金を受けて整備したものです 平成〇年〇月〇日 団体名
		土地	銘板 B 3 (30×50)	県費のみ この〇〇は岐阜県からの補助金を受けて整備したものです 平成〇年〇月〇日 団体名
	基盤整備	道路整備	看板 — 100程度 —	基金 この〇〇は(財)〇〇基金からの助成を受けて整備したものです 平成〇年〇月〇日 団体名
		土地改良		
		情報		
		森林整備		
		公園整備		
	備品等			県民債 この〇〇は岐阜県民債を活用して整備したものです 平成〇年〇月〇日 団体名
			ラベル (10×20)	
	↓ パンフレット ちらし等		市 町 村	国費・県費 この〇〇は岐阜県及び国からの補助金を受けています 平成〇年〇月〇日 団体名
	表示	県費のみ この〇〇は岐阜県からの助成を受けています 平成〇年〇月〇日 団体名		
		基金 この〇〇は(財)〇〇基金からの助成を受けています 平成〇年〇月〇日 団体名		

この表示例を参考にして補助金交付要綱等で示すものとする  
ただし、各所轄における個々具体的な事例については、状況・背景を勘案し、この表示例を参考に、説明責任を念頭において、各所長の判断のうえ執行願います。

# 補助事業の報告ルール



平成15年5月19日

各所長様

経営管理部長

### 補助事業の周知及び実施の報告ルールについて

このことについて、円滑な補助金執行を図るため、5月8日開催の部局長会議での協議を踏まえ、別添のとおりその基本的な事務の進め方を取りまとめましたので、下記事項に留意しながら補助金交付事務を進められますようお願いします。なお、中間機関など関係団体への周知についてもよろしくお願いします。

記

#### 第1 「補助事業の周知」について

県補助事業（中間機関等が交付する補助金含む）に対する県民への説明責任を果たすために、看板、パンフレット等による「県補助金の執行」を表示することにより、県民等に対し税金の使途を積極的に周知するものである。

##### (1) 表示対象事業

すべての補助事業を対象とする。ただし、特に困難なもの及び適当でないものと認められるものについては、各部局長等の判断において個別に検討すること。

##### (2) 表示の実施主体

補助事業の実施主体とするが、間接補助で実施主体が表示することが困難な場合は、間接補助金の補助先が実施する。

#### 直接補助金

##### ①県が法令の規定に基づき交付する場合

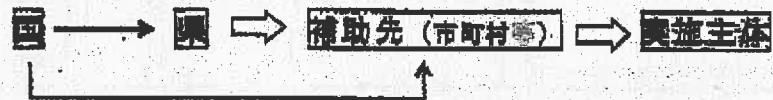


##### ②県が県の補助要綱等により任意に交付する場合



#### 間接補助金

##### ①県が法令の規定に基づき交付する場合



##### ②県が県の補助要綱等により任意に交付する場合



## 助成対象に対する表示方法等(例)

対象	表示方法	事業 主体	表示内容(財源区分)	
			市 町 村	県費・県費
八 一 ド  ソ フ ト	施設整備	建物	※単位はセンチメートル	この〇〇は岐阜県及び国からの補助金を受けて整備したものです 平成〇年〇月〇日 団体名
		土地	銘板 B 3 (30×50)	県費のみ
	基盤整備	道路整備	看板 —100程度— 70 100	この〇〇は岐阜県からの補助金を受けて整備したものです 平成〇年〇月〇日 団体名
		土地改良	ラベル (10×20)	基金
		情報		この〇〇は(財)〇〇基金からの助成を受けて整備したものです 平成〇年〇月〇日 団体名
		森林整備		県民債
	公園整備			この〇〇は岐阜県民債を活用して整備したものです 平成〇年〇月〇日 団体名
		備品等		
	イベント			
		冊子		
		調査研究		
		啓発活動	パンフレット ちらし等 表示	

この表示例を参考にして補助金交付要綱等で示すものとする  
ただし、各所轄における個々具体的な事例については、状況・背景を勘案し、この表示例を参考に、説明責任を念頭において、各所轄長の判断のうえ執行願い出す